

SJR 福祉カレッジ介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

【総則】

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者（以下「当社」という。）が実施する。

名称 JR九州シニアライフサポート株式会社
所在地 福岡県福岡市東区水谷2丁目50番1号

（設置目的）

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉に関する専門的な知識・技術の修得及び介護福祉士に相応しい倫理観を醸成することによって、医療・福祉の担い手として活躍し得る人材を養成し、地域社会に貢献することを目的とする。

（実施課程）

第3条 前条の目的を達成するために、以下の研修を実施する。

介護福祉士実務者研修（通信課程）

（名称）

第4条 本研修の名称は次の通りとする。

SJR 福祉カレッジ介護福祉士実務者研修

【教育課程・受講期間】

（修業年限）

第5条 本研修の修業年限は6ヶ月とする。

（受講定員及び学級数）

第6条 受講定員は、1学級の定員を20名、学級数は1学級とする。

（養成課程及び履修方法）

第7条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。面接（通学）授業の会場は当社で実施する。課題の提出方法はWEBとする。

- 2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局通知（以下「国指針」という。））別表5に定める内容に準拠する。

(履修免除)

第8条 既に、訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、履修を免除することができる。

(学年、学期及び休業日)

第9条 1 養成課程を学年及び学期とし、休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜、祝日
- (2) 年末年始 12月30日～1月3日
- (3) 夏季休業 8月13日～8月16日
- (4) 天災等やむを得ない事情により授業が行えないと当社が認めた場合

(受講時期)

第10条 受講時期は、毎年4月1日～9月30日、7月1日～12月31日、10月1日～3月末日とする。但し、開講日及び閉講日が日曜、祝日の場合は翌平日とする。

【募集・入学】

(受講者の選考・決定)

第11条 受講選考実施規定により、受講者については、以下の各号の内容を総合的に判断して決定するものとする。受講選考実施規定は以下の通りとする。

- (1) 当社が定める受講申込書に誓約書、本人であることを証明できる書類(免許証の写し等)及び介護に関する研修(訪問介護員1級及び2級課程、介護職員初任者研修並びに介護職員基礎研修課程)を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。
- (2) 書類選考により受講予定者を決定後、受講決定通知書を本人へ通知する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。

(受講申込締切)

第12条 申込締切日は開講日の1ヶ月前とする。但し、申込締切日以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、当社の判断により申込を受け付けることができる。

(受講の決定)

第13条 受講予定者が受講通知を受け取った後、受講料の納入の確認をもって受講の決定とする。受講料の納入を確認した後、教材一式を送付する。

(受講の手続き)

第14条 受講料は受講決定通知が届いてから原則10日以内に納入しなければならない。10日以内に納入できない場合は、当社は受講辞退として取り扱うことができる。

2 事前の連絡なく受講生が納入を期日までに実行しない場合、当社は受講を取り消すことができる。

(受講生の本人確認)

第15条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

- ・ 初回の講義時に公的な身分証明書(運転免許証等)を持参し、事務職員が確認する。

【受講料】

(受講料)

第16条 本研修の受講料は、受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の通りとする。

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 訪問介護員2級課程修了者 | 77,000円(税込、テキスト代等を含む、以下同じ) |
| (2) 介護職員初任者研修修了者 | 77,000円 |
| (3) 訪問介護員1級課程修了者 | 55,000円 |
| (4) 介護職員基礎研修課程修了者 | 33,000円 |
| (5) 無資格者 | 99,000円 |

(受講料の返還)

第17条 納入された受講料は原則として返還しない。但し、開講前の辞退申し出については、次に記載する返還額に応じて返還するものとする。その際の振り込み手数料は受講予定者負担とする。

辞退を申し出た日	返還額
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日から開講2日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

【学習の評価・補講・修了認定】

(補講)

第18条 補講の取り扱いについては以下の通りとする。

- (1) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められた場合は、欠席したスクリーングについて補講を行うものとする。
- (2) 前項に規定する「やむを得ない事情」とは、社会通念上妥当とされる次の事由とす

る。

- i 疾病または負傷
- ii 天災そのほかやむを得ない理由
(水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、交通事故等)
- iii 法令の定める事由によるもの
 - ・ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
 - ・ 証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁に出頭する場合
- iv その他、やむを得ない事由として当社が認めるもの

(3) 補講の申し出は事前申し出を原則とする。

(4) 補講にかかる費用は自己負担となる場合がある。

(5) 自己都合による補講を受講する場合、年2回までを上限とし1講座(1時間)あたり3,000円(税込)とする。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第19条 本研修の評価は、試験またはレポート課題をもって行い、原則として100点満点中70点以上を合格とする。

2 前項の評価が不合格の場合は、課題を提出させ、再度評価を行う。

3 面接(通学)授業の場合において、授業開始から30分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第18条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業を全日程出席しない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、履修認定しないものとする。

4 本研修の総合的な修得度の評価は、介護過程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。

5 本研修を修了した者には、修了証明書を交付する。

(修了証明書の再発行)

第20条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。但し、修了証明書の再発行にかかる料金については、1枚につき1,000円(税込)を受講者の負担とする。

(退学、休学及び復学)

第21条 退学しようとする者は、退学願を提出し、当社の承認を得るものとする。

2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等やむを得ない理由により、修業年限を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、当社の許可を得るものとする。

3 前項により休学を認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、当

社の許可を得るものとする。但し、休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

【教員組織】

(教員の組織)

第22条 本研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 研修所長
- (2) 教務主任
- (3) 専任教員
- (4) 介護過程Ⅲ担当教員
- (5) 医療的ケア担当教員
- (6) 事務職員
- (7) その他必要な教職員

【賞罰】

(賞罰)

第23条 受講者が次の各号に該当した場合、懲戒、停学又は退学処分することができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- (2) 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者。

【その他】

(その他の事項)

第24条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、研修所長が別にそれを定める。

(附則)

この学則は、平成31年2月1日から施行する。

この学則は、令和元年10月1日から施行する。

この学則は、令和2年1月1日から施行する。

この学則は、令和4年5月1日から施行する。

この学則は、令和5年7月1日から施行する。

この学則は、令和6年3月1日から施行する。